

海外事業資金貸付（保証債務）保険約款・新旧対照表

新	旧	備考
海外事業資金貸付（保証債務）保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012 沿革（略） <u>令和4年6月17日 一部改正</u>	海外事業資金貸付（保証債務）保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012 沿革（略）	
（定義） 第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 一 （略） 二 「借入金等」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。 イ 本邦外において行う事業に必要な資金に充てられる<u>国際機関</u>、外国政府等、外国法人又は外国人の借入金 ロ イに規定する資金を調達するために発行される<u>国際機関</u>、外国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券三～五（略）	（定義） 第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 一 （略） 二 「借入金等」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。 イ 本邦外において行う事業に必要な資金に充てられる外国政府等、外国法人又は外国人の借入金 ロ イに規定する資金を調達するために発行される外国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券三～五（略）	
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年7月1日から実施する。</u>		